

(原因不明の死亡) 医療事故発生からのフローチャート

- 1 表中の「山口県医師会」とは、厚生労働大臣告示の「支援団体」のことである。
- 2 遺族側から日本医療安全調査機構へ調査依頼が提出された場合も以下調査が実施される。
(医療機関側が調査を拒否する場合は、当該医療機関名公表の措置がなされる：医療法第6条17)
- 3 以下の調査費用(1事案100~150万円程度見込み)は、調査終了後に日医A会員(診療所・99床以下の病院)は日医から負担。100床以上の病院で(専用)保険加入者は保険から負担。

